

平戸市工事費内訳書取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日告示第 54 号

平戸市工事費内訳書取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この告示は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）の趣旨を踏まえ、平戸市が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の入札について、入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に工事費内訳書の提出を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 平戸市は、平戸市が発注する建設工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に付するもの（以下「対象工事」という。）について、工事費内訳書（別記様式）の提出を求めるものとする。

(提出時期)

第 3 条 工事費内訳書の提出を求める時期は、対象工事の 1 回目の入札時とする。

(提出方法)

第 4 条 工事費内訳書は、公告又は入札執行通知において指定する入札日時・入札場所へ持参して提出するものとする。

(工事費内訳書の記載項目)

第 5 条 工事費内訳書の記載項目については、公告又は入札執行通知を行う際に平戸市が指定するものとする。

(審査)

第 6 条 工事費内訳書の審査の対象は、落札候補者とする。ただし、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

2 審査は、開札後、落札決定までに行う。

3 くじ引により落札者の決定を行う場合は、くじ引の対象者の工事費内訳書を審査する。この場合において、審査の結果、工事費内訳書に不備が見つかった場合は、その者のした入札を無効とする。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者のした入札を無効とする。

- (1) 工事費内訳書の提出がないもの
- (2) 第4条の提出方法によらずに提出されたもの
- (3) 工事名の記載がないもの又は相違があり工事の特定ができないもの
- (4) 入札参加者名の記載がないもの又は相違があるもの
- (5) 入札参加者の実印又は使用印の押印を欠くもの
- (6) 工事費内訳書の工事価格と各項目の合計金額が一致していないもの
- (7) 工事費内訳書の工事価格と入札金額が一致していないもの
- (8) 工事費内訳書の各項目が、第5条により平戸市が指定した記載項目を満たしていないもの
- (9) 工事費内訳書の各項目に空欄又は0円と記載のあるもの
- (10) 値引きの記載があるもの

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に公告又は通知を行う建設工事から適用する。ただし、第6条第6号及び第7号の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。